

国民健康保険

令和8年度 保険税率及び課税限度額が変更になりました

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 税務課 住民税係 ☎ 92-7918

国民健康保険税は、前年中の所得金額から算出した所得割額に、均等割額・平等割額が合算され、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分・子ども・子育て支援納付金分それぞれで算出された額の合計が1年間の税額となります。

令和8年度から少子化対策のため安定的な財源を確保することを目的に、医療保険の保険税と合わせて拠出する仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

新設

表1 国民健康保険税の税率

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割	8.9%	2.6%	2.3%	0.2%
均等割	24,700円	8,100円	8,900円	960円
18歳以上均等割	—	—	—	40円
平等割	29,800円	9,600円	4,500円	600円
課税限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

▽所得が少ない世帯に対する軽減判定基準について(表2)

前年中の世帯の所得の合計が基準額より少ない場合、均等割、18歳以上均等割及び平等割が軽減されます。

表2 国民健康保険税の軽減判定所得基準

軽減割合	所得の基準
7割	基礎控除 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割	基礎控除 43万円 + (31万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割	基礎控除 43万円 + (57万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者のこと

18歳以下のすべての子どもの均等割を減免します

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 税務課 住民税係 ☎ 92-7918

子育て世代の負担軽減のため、国民健康保険に加入する18歳以下の子どもにかかる国民健康保険税均等割額を減免します。

減免の対象となるのは、令和9年3月31日時点で18歳以下の子どもの均等割です。減免を受けるために、手続きを行う必要はありません。

産前産後期間の所得割及び均等割を減免します

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 税務課 住民税係 ☎ 92-7918

子育て世代の負担軽減のため、出産する国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税所得割額及び均等割額を減免します。

必要な書類についてはお尋ねください。

▽対象者

基山町国民健康保険被保険者で、出産日が令和5年11月1日以降の人(妊娠85日以上での死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も含まれます。)

▽減免される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)



入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額が改定されます

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

・食事療養標準負担額

令和 8 年 6 月から入院時の食事療養標準負担額（食費の自己負担額）が改定されます。

区分		食事療養標準負担額 (1食につき)	
		変更前	変更後
一般（下記以外の人）		510 円※ 1	550 円※ 1
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院が 90 日以内	240 円	270 円
	過去 1 年間の入院が 91 日以上	190 円	220 円
低所得者Ⅰ		110 円	130 円

※ 1 難病の医療助成を受ける方など、一定の要件に該当する場合は【変更前：300 円→変更後：330 円】となります。

・生活療養標準負担額

令和 8 年 6 月から療養病床に入院する 65 歳以上の方の生活療養標準負担額（食費・居住費の自己負担額）が改定されます。

	食費（1食につき）		居住費 (1日につき)
	変更前	変更後	
一般（下記以外の人）	510 円※ 2	550 円※ 2	430 円
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ	240 円	270 円	
低所得者Ⅰ	140 円	160 円	

※ 2 一部医療機関では【変更前：470 円→変更後：510 円】となる場合があります。

医療機関で支払う一部負担金の減免及び徴収猶予について

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

災害や収入の著しい減少等特別な理由により、医療機関で支払う一部負担金（医療費の自己負担分）の支払いが困難な場合、世帯主の申請により、一部負担金の免除、減額または徴収を猶予することができます。

■対象となる特別な理由

1. 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、または心身に障がいを受けたとき
2. 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき
3. 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき
4. 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
5. 1～4 に掲げる事由に類する事由があったとき

有料広告

外壁塗装 屋根塗装 防水工事 雨漏れ診断

基山町広報をご覧くださいの方へ

外壁・屋根
無料診断
実施中

キャンペーンは
こちら!



見積り・診断・ドローン調査無料

塗装専門店 月彩つきろ

久留米・小郡・鳥栖・三養基郡・佐賀対応
営業時間 / 8:00~20:00【年中無休】

0120-03-2993